

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和3年4月24日 12時20分ごろ
発生場所	長崎県佐世保港 佐世保港弁天島灯台から真方位030° 1,090m付近 (概位 北緯33°09.2′ 東経129°43.3′)
事故の概要	支援船油船43号は、帰港中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	支援船 油船43号、490トン（排水量）
船舶番号、船舶所有者等	1828（艦船国籍証書の番号）、防衛省
乗組員等に関する情報	船長、運航3級（防衛省基準）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部防舷帯等に凹損 岸壁 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、佐世保港^{さきまへ}崎辺地区で給油作業を終え、同港^{ひづくし}干尽岸壁の北東方にある倉島^{くらしま}地区の棧橋に向けて約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、同港内を北東進していた。</p> <p>船長は、干尽岸壁西端の北方付近で右舵を取った際、回頭惰力が過大となり、同岸壁への衝突の危険を感じたので左舵一杯とし、機関員に半速力後進を指示したが、そのまま衝突を回避するには不十分と思い、更に全速力後進を指示したものの、速力が約4knとなったところで、本船の右舷船首部が同岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、右舷前方の干尽岸壁東側に係船中の台船に意識を向けて操船し、右舵を取った際、舵角指示器での操舵角度の確認を失念して操船を続け、大きな舵角を取っていたことに、本事故後に気付いた。</p> <p>船長は、岸壁付近を航行する際は、十分に速力を落とし、右転する際、舵角指示器で操舵角度を確認しながら小さな舵角で操船するべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、干尽岸壁の西端付近を約6knの速力で北東進中、船長が、右舵を取った際、右舷前方の干尽岸壁東側に係船中の台船に意識を向けて操船していたことから、大きな舵角を取っていることに気付かず、同岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷前方の干尽岸壁東側に係船中の台船に意識を向けて操</p>

	<p>船していたことから、舵角指示器での操舵角度の確認を失念した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が干尽岸壁の西端付近を約6knの速力で北東進中、船長が、右舵を取った際、右舷前方の干尽岸壁東側に係船中の台船に意識を向けて操船していたため、大きな舵角を取っていることに気付かず、同岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、岸壁付近では十分に速力を落とし、舵角指示器で操舵角度を確認しながら適切な舵角で操船すること。